

No.	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア				
1	要求水準書	各種基準等	4	I	2	(2)	③				最新版の「所沢市学校給食衛生管理マニュアル」と「所沢市学校における食物アレルギー対応マニュアル」の公表をお願いします。	ご希望があれば紙媒体でお渡しいたしますのでご連絡ください。
2	要求水準書	献立方式等	7	I	3	(4)				カ	「現状行っているお茶等の提供は行う。」とありますが、お茶等は給食センターを経由しない直送品という理解でよろしいでしょうか。	アレルギー対応食と同様に給食センターより配送します。なお、センターにはまとめて納品され、現状は配送直前まで冷蔵庫で保冷しています。
3	要求水準書	解体工事等業務	8	II	2	(1)				ア	資料20「第2学校給食センター内物品等一覧」で提示された物品は自由処分との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書	解体設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務	8	II	2	(2)				ア	解体工事対象建築物等の解体工事に係る設計業務内容を具体的にご教示いただけますでしょうか。	提案に委ねます。1月22日の要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.14を参照ください。
5	要求水準書	解体設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務	8	II	2	(2)				イ	解体工事対象建物等の解体工事に係る設計業務に関わる「各種許認可」手続きとありますが、「埼玉県建設リサイクル法の工事届出の手引き(令和2年4月)」による各種届出とは別に必要な手続きでしょうか。許認可手続きの具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。	建設リサイクル法届出書の他に、建築基準法第15条第1項の建築物除却届の提出も必要です。
6	要求水準書	解体設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務	8	II	2	(2)				オ	着手前に解体工事及び廃棄物の処理等のスケジュールに承認を得よう記載がありますが、具体的にどの種の廃棄物に対して承認が必要になるかご教示いただけますでしょうか。	提案に委ねます。
7	要求水準書	解体工事等に伴う近隣対応・対策業務	8	II	2	(4)				ア	「近隣との調整及び工事状況説明を必要に応じて行い～」と記載がありますが、工事状況の説明について具体的に要求されている対応事項はありますか。	現状、具体的に要求されている対応事項はありません。

No.	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア			
8	要求水準書	解体工事等に伴う近隣対応・対策業務	8	II	2	(4)		ウ		隣接建物等の事前・事後調査について、解体工事の事後調査を新築工事の事前調査としても宜しいでしょうか。	よろしいです。
9	要求水準書	解体工事等に伴う近隣対応・対策業務	8	II	2	(4)		エ		「市が行うアスベスト等に関する住民説明会への支援を行うこと」と記載がありますが、具体的な支援内容については施工方法等に関する説明資料作成に協力する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	解体工事等に伴う近隣対応・対策業務	8	II	2	(4)				近隣対応及び近隣対策に必要な費用は解体工事分、新築工事分に各々分けて見積りのご提出で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。解体工事分、新築工事分に分けて見積をご提出ください。
11	要求水準書	解体工事等に伴う近隣対応・対策業務	8	II	2	(4)				近隣の反対運動等により万一工事が遅延し、工程の回復が難しい場合は工期の延長を考慮していただけるのでしょうか。	状況により協議・検討します。
12	要求水準書	主要諸室の一覧	10	III	2	(1)	②	オ		「表Ⅲ-1 主要諸室の一覧」の付帯施設に「排水処理施設」と記載がありますが、除害施設のことで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。除害施設に修正します。
13	要求水準書	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室	16	III	2	(3)	①	ハ ヒ		前室について、汚染用、非汚染用に分けるよう明記されていますが、配送車の運転手がコンテナ積み下ろしの補助作業をするために給食エリアへ入室するための運転手用の前室は、汚染用、非汚染用を兼用してもよろしいでしょうか。非汚染作業区域において、運転手が携わる作業は、配送車へのコンテナの積み込み作業のみで、給食に対して外部からの汚染のリスクは限りなく小さい状態ですので、兼用しても問題がないと考えます。	運転手用の前室については兼用を可とします。
14	要求水準書	市専用部分の諸室の概要・要求水準	17	III	2	(3)	②	イ b)		「家庭用冷凍冷蔵庫を設置する」とありますが、容量等指定はありますか？	350L程度とします。
15	要求水準書	事業者用事務室	17	III	2	(3)	②	カ b)		中央監視板は中央監視盤ということでしょうか。	ご指摘のとおりです。
16	要求水準書	設計・建設業務	18	III	2	(3)	②	ツ		施設の特性を考慮すると、多目的トイレのオストメイトやユニバーサルベッドは過剰と思われるのですが、設置は必要でしょうか。	オストメイトは必須としますが、その他は提案に委ねます。

No.	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア			
17	要求水準書	排水設備	21	Ⅲ	2	(4)	②	オ	a)	上下水道局の指示に従い、必要に応じてグリストラップを介して除害施設に接続する。とありますが、上下水道局から特段の指示や打合せで不要となった場合は、設置しなくてもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	排水設備	21	Ⅲ	2	(4)	②	オ	b)	「汚染作業区域の排水は、非汚染作業区域を通過しない構造とする」と記載がありますが、除害施設にて処理されたあとの排水はピット内の非汚染作業区域を通過しても宜しいでしょうか。	可能な限り避けてください。
19	要求水準書	洗浄・消毒機器の仕様	25	Ⅲ	2	(5)	③	サ	b)	コンテナ洗浄機について、「エアブローや加熱などにより、水滴が確実に除去」とありますが、エアブローや加熱などを使用しても水滴は確実に除去することは困難です。そのため、運用でスクレーパーなどで水滴を除去する対応でもよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
20	要求水準書	着手前の業務内容	27	Ⅲ	6	(1)	①			関係法令等で定められた各種申請手続きの申請者名を市長名とし、都計法第29条1項3号の規定により開発行為の許可は適用除外となることで宜しいでしょうか。	各種申請の申請者名はSPCで手続きを行ってください。開発行為の許可は適用されません。
21	要求水準書	着手前の業務内容	27	Ⅲ	6	(1)	③	イ	a)	実績照明とありますが、証明の誤記でしょうか。監理技術者の実績を証明する資料は任意で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。証明資料は任意とします。
22	要求水準書	食器、食器カゴ及び食具等	32	Ⅲ	9	(2)				食器について、「市で実績のある三信化工株式会社に限定する」とありますが、他市で多くの実績があり、運営に問題が無いメーカーの製品を提案させて頂けないでしょうか。	ご提案のとおり当該条件は削除します。
23	要求水準書	食器、食器カゴ及び食具等	32	Ⅲ	9	(2)				表Ⅲ-18の備考に記載のある※市で実績のある三信化工株式会社に限定する。と記載がありますが、埼玉県内の他自治体で使用の実績があり、製品機能・安全性において三信化工製食器と遜色のないPEN樹脂食器のご提案は可能でしょうか。	No.22の回答をご確認ください。

No.	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア				
24	要求水準書	食器、食器カゴ及び食具等	32	Ⅲ	9	(2)					表Ⅲ-18の備考に※市で実績のある三信化工株式会社に限定する。と記載がありますが、食具や配膳器具等はメーカー指定がされていないのに、食器のみメーカー指定となっております。 PEN樹脂食器であれば、三信化工製のPEN食器以外にも機能性・安全性等に問題が無い場合は、入札の公平性の観点から別の製品でも問題無いのではないのでしょうか。	No.22の回答をご確認ください。
25	要求水準書	食器、食器カゴ及び食具等	32	Ⅲ	9	(2)					令和3年1月22日に掲載された要求水準書(案)修正版では食器のメーカー指定はなかったのですが、令和3年4月14日掲載の要求水準書でメーカー指定になったのはなぜでしょうか。	No.22の回答をご確認ください。
26	要求水準書	食器、食器カゴ及び食具等	32	Ⅲ	9	(2)					食器だけメーカー指定になっているのはなぜでしょうか。	No.22の回答をご確認ください。
27	要求水準書	食器等仕様一覧	32	Ⅲ	9	(2)					飯椀、汁椀、角仕切皿が市の実績からメーカー指定となっておりますが、他メーカーでの提案もお認めください。 メーカー指定でなくなることで事業者のノウハウの活用が可能となり、埼玉県内で同等の使用実績があるメーカーの物の提案が出来るようになります。	No.22の回答をご確認ください。
28	要求水準書	コンテナ	33	Ⅲ	9	(3)					「開扉時には固定」とありますが、センター内では、コンテナ洗浄時に固定できるような仕様で検討しておりますが、各校の配膳室内でも固定の必要がありますか。	コンテナ洗浄時のみの固定を想定していません。
29	要求水準書	事務備品調達業務	33	Ⅲ	10						AEDについては市の持ち込み物で、事業者で用意する必要はないという理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	開業準備業務	35	Ⅳ	2	(2)					災害時の業務協力として想定されている具体的な内容がございましたら、お示しください。	事業者負担で可能な範囲での提案を期待します。
31	要求水準書	開業準備業務	35	Ⅳ	2	(5)			ウ		市に対し、施設の使用等に関し必要な説明会等を実施すると記載がありますが、説明会の実施回数は事業者の提案との理解でよろしいのでしょうか	ご理解のとおりです。

No.	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア					
32	要求水準書	維持管理業務 維持管理業務責任者の選任	38	V	1	(3)	①					維持管理業務責任者を選任し、市に報告すると記載があるが、法令等の資格の縛りがない場合、必ずしも常駐する必要性がないとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	維持管理業務 関係法令と業務基準	38	V	1	(5)						実施方針質問回答の要求水準書(案)のNo.104の回答では、「維持管理の内容については、提案に委ねます。示した仕様書に準拠し、適切な周期・点検内容等をご提案ください。」と記載されておりますので、適用される法律や作業項目は準拠しつつ、作業内容や周期・回数は提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	維持管理業務 関係法令と業務基準	38	V	1	(5)						実施方針質問回答の要求水準書(案)のNo.104の回答では、「維持管理の内容については、提案に委ねます。示した仕様書に準拠し、適切な周期・点検内容等をご提案ください。」と記載されておりますが、準拠とすると示した仕様書に従うこととなり、提案に委ねるとする市の回答と反する表現となりますため、準拠ではなく参考と記載を改めてください。	ご提案どおり「参考」と表現を改めます。
35	要求水準書	維持管理業務	40	V	2	(2)	①					日常点検は維持管理責任者が実施すべき業務でしょうか。維持管理責任者が実施すべき場合、常駐の維持管理責任者を置かない時の点検回数は事業者による提案によりますでしょうか。	日常点検を行う者や回数等は提案に委ねます。
36	要求水準書	維持管理業務	40	V	2	(2)	②					定期点検は専門業者による点検を想定されてますでしょうか。また、点検回数は事業者による提案によりますでしょうか。	提案に委ねます。
37	要求水準書	床・壁・天井	45	V	7	(3)	②	ア	b)			学校の長期休業期間中(夏休み、冬休み及び春休み。以下同じ。)に1回ずつ年3回、ワックスがけ等清掃及び消毒を適切に実施する。とありますが、美観が維持できれば、回数は事業者の提案とさせていただきませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
38	要求水準書	維持管理業務	45	V	7	(3)	②	オ				冷蔵庫の給電コード及び冷媒チューブ、フィルター等は、学期に1回以上清掃を行うとありますが、学校の長期休業期間中に実施するという事でよろしいでしょうか。	提案に委ねます。

No.	資料名等	項目	該当箇所							質問・意見	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア				
39	要求水準書	防虫防鼠	45	V	7	(3)	④				学校の長期休業期間中に1回ずつ年3回、鼠・害虫等駆除を行う。また、鼠・害虫等の発生状況の調査を行い、発生を確認した場合は、直ちに駆除を実施する。とありますが、発生がない場合に薬剤などの散布を行う害虫などに抗体ができる原因となりますので、発生がないことが確認できれば駆除を行わず生息調査でもよいでしょうか。	原案のとおりとします。
40	要求水準書	維持管理業務 防鼠・防虫	45	V	7	(3)					長期休業期間中に1回ずつ年3回、鼠・害虫等駆除を行い、また、鼠・害虫等の発生状況の調査を行うと記載がありますが、文部科学省の学校給食衛生管理基準でも建築物環境衛生管理基準を準拠しても、発生状況を1ヶ月に1回以上点検するとともに、「発生を確認したときには、その都度駆除をすることし、必要な場合には、補修、整理整頓、清掃、清拭、消毒等」を行うこととしたこと。また、「殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意することとされておりますが、当該回数を選定した根拠をご教示願います。	現状の学校給食センター及び単独調理校の実施回数に合わせました。
41	要求水準書	警備状況報告書の作成及び提出	46	V	8	(1)	②				毎月の警備状況の報告は、翌月5日(休日の場合にはその翌日)までに施設管理担当者に提出する。とありますが、事業契約書の61条では維持管理業務報告は7日以内となっております。警備状況に特段の問題がない場合は、7日以内としていただけませんかでしょうか。	ご提案のとおり、業務終了後7日以内とします。
42	要求水準書	要求水準	47	V	9	(1)	③	エ			少なくとも事業終了後1年以内は、建物、建築設備、調理設備等の修繕、更新が必要とされない状態を確保するものとする。とありますが、経年による劣化は許容されるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	業務従事者の配置基準	49			(3)	①				アレルギー対応食調理責任者の資格要件が「管理栄養士又は栄養士」となっています。将来要件を満たすために管理栄養士の育成という観点から施設内での調理業務について管理栄養士の受験資格要件である実務経験として算定頂けるという理解でよいでしょうか。算定は認められないという場合は調理師の資格でも認めていただけますでしょうか。	「栄養の指導に従事した者」とする実務経験としては算定できません。資格要件は原案のとおりとします。